社会医療法人社団　順心会

介護老人保健施設 夢前白寿苑

訪問リハビリテーション

（介護予防訪問リハビリテーション）

利　用　契　約　書

介護老人保健施設　夢前白寿苑
（介護予防）訪問リハビリテーション利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「契約者」という）と社会医療法人社団　順心会　介護老人保健施設夢前白寿苑（以下「事業者」という）は事業者が利用者に対して行う居宅サービスについて下記のとおり契約を締結する。

第１条　（サービスの目的及び内容）

１．事業者は、介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次の介護給付の対象となるサービスを提供します。

・訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

２．提供する介護サービスの利用時間及び日を変更する場合は、下記の方法に基づき変更する。

・居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）から当事業者に提出されるサービス利用票に基づき対応する。

（但しサービスの利用開始を急ぐ場合は、居宅介護支援事業者に連絡の上変更する。）

・居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）を通さず利用されている方は、書面により変更契約を結ぶ。

第２条　（契約期間）

１．この契約の期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定有効期間までとします。
但し、契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定をうけ、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

２．上記の契約期間満了日の７日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、自動的に同じ条件で更新されるものとします。

第３条　（個別サービス計画等）

１．事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、「訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

２．事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は可能な限り「訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書」の変更等の対応を行います。

３．事業者は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡等の援助を行います。

第４条　（サービス提供の記録等）

１．事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入します。

２．事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後５年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担によりその写しを交付します。

第５条　（利用者負担金及びその滞納）

１．サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりにします。
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。

２．利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は１ヶ月以上の期間を定めて期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

３．前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

４．事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第２項に定める期間が満了した場合には、この契約を文面により解除することができます。

第６条　（連帯保証人の責任範囲）

１．利用者は、次の各号の要件を満たす連帯保証人を立てます。但し、利用者が連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

一　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

二　弁済をする資力を有すること

２．連帯保証人は、利用者が本約款上事業者に対して負担する一切の債務を極度額２０万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３．連帯保証人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は事業者、事業者の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は、利用者及び連帯保証人に対し、相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

４．連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、事業者に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第７条　（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも一週間以上の予告期間をもって、契約を解除することができます。

第８条　（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

一　利用者及び契約者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）、また、反社会的勢力に実質的に関与している法人等に属する者であった場合

二　利用者、契約者、またはこれらの者の親族その他関係者が、当施設またはサービス従事者に対し暴言、暴力、脅迫、強要、過剰な要求、ハラスメント行為、SNS への誹謗中傷、事実と異なる書き込み、プライバシーの侵害、不適切な言動、その他これらに類する行為により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第９条　（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一　第２条の規定により利用者から有効期間満了日の７日前までに解除の意思表示がなされとき

二　第５条の事業者から解除の意思表示がなされたとき

三　第７条の利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

四　第８条の規定により事業者から解除契約の意思表示がなされたとき

五　次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき

①　利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき

②　利用者について要介護認定が受けられなかったとき

③　利用者が死亡したとき

第１０条　（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第１１条　（事業者及びサービス従事者の義務）

１．事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮するものとする。

２．事業者は利用者の体調・健康状態を確認のうえでサービスを実施するものとする。

３．事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

４．事業者は、感染症・褥瘡防止対策として、月に１回程度、感染・褥瘡委員会を開催し、その結果を職員に周知徹底するとともに、対策の指針を手順書により明確にすることとする。

５．事業者は、事故発生・再発防止対策として、事故発生の報告書を作成し、原因究明ならびに改善策の検討を行い、月に１回程度、安全管理委員会を開催し、その結果を職員に周知徹底する。

第１２条　(秘密保持)

１．事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２．あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で情報提供をすることができます。

第１３条　(苦情対応)

１．利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２．事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３．事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第１４条　(契約外条項等)

１．この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の主旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

２．この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスの利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記のとおり、居宅サービスの契約を締結します。

介護老人保健施設　夢前白寿苑
（介護予防）訪問リハビリテーション利用契約書

介護老人保健施設夢前白寿苑（介護予防）訪問リハビリテーションを利用するにあたり、（介護予防）訪問リハビリテーション訪問利用契約を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

(契約書説明者；　　)

令和　　年　　月　　日

事　業　者　住　　所　兵庫県姫路市夢前町塚本 77-9
事業所名　社会医療法人社団　順心会
介護老人保健施設夢前白寿苑
理 事 長　　栗原　英治　　印

契　約　者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄　　）

利　用　者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

署名代行者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄　　）

※　契約者と同一人である場合には、利用者欄記載の必要はございません。

連帯保証人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄　　）

親　　族　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄　　）

「連帯保証人は、事業所に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。」